

設計業務等共通仕様書

令和5年8月

富山県土木部

設計業務等共通仕様書 目次

第1編 共通編
第1章 総則

第1101条	適用	1-1
第1102条	用語の定義	1-1
第1103条	受発注者の責務	1-3
第1104条	業務の着手	1-3
第1105条	設計図書の支給及び点検	1-3
第1106条	調査職員	1-3
第1107条	管理技術者	1-4
第1108条	照査技術者及び照査の実施	1-4
第1109条	担当技術者	1-5
第1110条	提出書類	1-6
第1111条	打合せ等	1-6
第1112条	業務計画書	1-7
第1113条	資料の貸与及び返却	1-7
第1114条	関係官公庁への手続き等	1-8
第1115条	地元関係者との交渉等	1-8
第1116条	土地への立入り等	1-8
第1117条	成果品の提出	1-9
第1118条	関連法令及び条例の遵守	1-9
第1119条	検査	1-9
第1120条	修補	1-10
第1121条	条件変更等	1-10
第1122条	契約変更	1-10
第1123条	履行期間の変更	1-10
第1124条	一時中止	1-11
第1125条	発注者の賠償責任	1-11
第1126条	受注者の賠償責任	1-11
第1127条	部分使用	1-11
第1128条	再委託	1-12
第1129条	成果品の使用等	1-12
第1130条	守秘義務	1-12
第1131条	個人情報取扱特記事項	1-13
第1132条	安全等の確保	1-15
第1133条	臨機の措置	1-16
第1134条	履行報告	1-16
第1135条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-16
第1136条	行政情報流出防止対策の強化	1-16
第1137条	暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置	1-18
第1138条	保険加入の義務	1-18
第1201条	使用する技術基準等	1-19
第1202条	現地踏査	1-19
第1203条	設計業務等の種類	1-19
第1204条	調査業務の内容	1-19
第1205条	計画業務の内容	1-19
第1206条	設計業務の内容	1-19
第1207条	調査業務の条件	1-20
第1208条	計画業務の条件	1-20
第1209条	設計業務の条件	1-20
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	1-21
第1211条	設計業務の成果	1-22
第1212条	維持管理への配慮	1-23

第2章 設計業務等一般

第2編 河川編

第1章 河川環境調査

第1節 河川環境調査の種類
第2節 環境影響評価

第3節 河川水辺環境調査

第2章 河川調査・計画

第4節 成果品
第1節 河川調査・計画の種類
第2節 洪水痕跡調査
第3節 計画降雨検討

第2101条	河川環境調査の種類	2-1
第2102条	環境影響評価の区分	2-1
第2103条	計画段階配慮書(案)の作成	2-1
第2104条	方法書(案)の作成	2-2
第2105条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	2-3
第2106条	調査	2-3
第2107条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	2-4
第2108条	準備書(案)の作成	2-5
第2109条	評価書(案)の作成	2-5
第2110条	評価書の補正等	2-6
第2111条	河川水辺環境調査の区分	2-6
第2112条	魚介類調査	2-6
第2113条	底生動物調査	2-7
第2114条	植物調査	2-7
第2115条	鳥類調査	2-8
第2116条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	2-8
第2117条	陸上昆虫類等調査	2-8
第2118条	河川環境基図作成調査	2-9
第2119条	河川空間利用実態調査	2-9
第2120条	成果品	2-10
第2201条	河川調査・計画の種類	2-11
第2202条	洪水痕跡調査	2-11
第2203条	計画降雨検討の区分	2-12
第2204条	ティーセン法による検討	2-12

- 27 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
- 28 書面とは、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- 29 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算をすることをいう。
- 30 検査とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
- 31 打合せとは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 32 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 33 協力者とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 34 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 35 了解とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 36 受理とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1103条 受発注者の責務

- 1 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
- 2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- 3 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第1104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

第1105条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

なければならない。

- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- 4 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
- 5 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第1112条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制（緊急時含む）
- (9) 屋外で行う業務において使用する主な機器
- (10) その他

(2) 実施方針又は(10)その他には、第1131条 個人情報取扱特記事項、第1132条 安全等の確保及び第1136条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合（数量等の軽微な変更は除く）は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
- 5 受注者は、簡易な設計業務においては調査職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。

第1113条 資料の貸与及び返却

- 1 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第1137条 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置

受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

第1138条 保険加入の義務

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。